



人権・非核平和・男女共同参画

人権

憲法は、すべての人が基本的人権を有すること、すべての人が個人として尊重されること、また、人種や信条、性別、社会的身分によって差別されることがないことなどを定めています。市は、さまざまな人権課題の解決に向けて啓発活動に取り組んでいます。すべての人の人権が守られ、すべての人が個人として尊重され、基本的人権が保障される社会の実現をめざします。

人権問題

問 人権平和室 TEL 6384・1513 FAX 6368・7345

同和問題、外国人問題、女性問題、子どもの問題、障がい者問題、高齢者問題などさまざまな人権問題は、いまだ身近に存在しています。また、社会状況の変化などにより、LGBTなどの性的マイノリティやインターネットを通じた人権侵害など人権に関わる新たな課題も生じています。

そうした課題を解決するため、吹田市人権啓発推進協議会などと共催で、さまざまな人権課題をテーマにした「市民ひゅーまんセミナー」や、人権週間に合わせた啓発活動、講演会やパネル展を行っています。さらに法務局や教育委員会と協力した「人権教室」開催などの啓発活動を通して、人と人とのつながりを大切に命を尊び、一人ひとりが幸せに共生できる社会をめざします。

また、人権擁護委員と協力して各種人権相談を開設しています。

障がい者とともに生きる社会へ

問 障がい福祉室 TEL 6384・1346 FAX 6385・1031

障がいのある人もない人も同じように社会に参加して主体的に生きていくことができる社会づくりが求められています。しかし、障がい者にとってはまだまだ参加しにくい社会となっています。障がい者の社会参加を実現していく上で大切なことは、障がい者の参加を拒む社会を変えていくことではないでしょうか。すべての人の完全参加と平等を実現し、健康で安心して暮らせるまちづくりにつなげましょう。

在日外国人問題

問 人権平和室 TEL 6384・1513 FAX 6368・7345
文化スポーツ推進室 TEL 6384・1305 FAX 6368・9908

異なる文化や生活習慣、価値観に対する相互理解を深め、共に生きる環境づくりや多文化共生の意識を高めていけるよう、国際理解のための教育や交流事業、外国人のための日本語講座の開催、通院する際の通訳ボランティアの同行など行政サービスの充実に取り組んでいます。

交流活動館

所 岸部中1・22・2 TEL 6389・6865 FAX 6389・6867

人権や福祉、文化など市民の多様な地域活動の場として、つながり文化講座などの開催や、生活相談、人権啓発・交流事業を行っています。開館時間など詳しくは134ページをご覧ください。

吹田市人権啓発推進協議会

問 人権平和室 TEL 6384・1539 FAX 6368・7345

各小学校区ごとの地区委員会と市内の公共的団体、企業で組織された人権啓発活動に取り組む市民組織です。

各地区委員会や団体、企業が、それぞれ創意工夫を凝らしながら、人権啓発を推進するための地域交流イベントや人権をテーマにした研修会など、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

非核平和

問 人権平和室 TEL 6384・1513 FAX 6368・7345

核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、昭和58年(1983年)8月に「非核平和都市」を宣言し、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを訴えています。8月に「市民平和のつどい」を開催しています。

また、平和祈念資料館では、戦時中の実物資料・写真・パネルなどの展示や、平和映画会、企画展の開催を行っています。開館時間などは135ページをご覧ください。

男女共同参画

男女共同参画社会の実現をめざして

問 男女共同参画室 TEL 6384・1461 FAX 6368・7345

すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまちをめざします。市は、「吹田市男女共同参画推進条例」を制定し、具体的な行動計画「すいた男女共同参画プラン」を策定しています。

男女共同参画社会の実現に向けた啓発などの場として、「女(ひと)と男(ひと)のフェスタ」を2年に1回開催しています。また、啓発誌「女(ひと)と男(ひと)のいきいきライフ」や中学生向けの啓発冊子「エール」を発行しています。

男女共同参画に関する市の施策への苦情や、性別による人権侵害の相談を受け付ける「苦情等処理委員制度」があります。弁護士などの委員が公正・中立な立場で対応します。



男女共同参画センターデュオ

所 出口町2・1 TEL 6388・1451 FAX 6385・5411

男女共同参画の推進に関する講座・研修会の開催や啓発事業などを行っています。会合や研修、サークル活動などでの利用もできます。開館時間など詳しくは134ページを見てください。

情報ライブラリーは開館日の午前9時30分～午後5時15分に、男女共同参画に関する図書や資料などの貸し出しや閲覧を行っています。

センターだより「ソフィア」を年3回発行し、主催事業や男女共同参画に関する情報などの紹介をしています。

女性が抱える悩みや問題について、各種相談を行っています。詳しくは116ページを見てください。

Wリボンプロジェクト

問 男女共同参画室 TEL 6384・1461 FAX 6368・7345

女性に対する暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」(吹田市考案)をシンボルに、DV防止と児童虐待防止を一体として取り組む、「Wリボンプロジェクト」を進めています。

DV相談

問 すいたストップDVステーション(DV相談室) TEL 6310・7113

配偶者や交際相手からの暴力の防止と、被害者の自立支援を行います。

パートナーとの関係を「つらい」「なにかおかしい」と感じたら、相談してください。



人権・非核平和・男女共同参画

Wリボンプロジェクト



吹田市では、DVと児童虐待が密接に関連していることを、あらためて認識し、DV防止対策と児童虐待防止対策を一体として進めていかなければならないと考え、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、吹田市独自で「W(ダブル)リボンマーク」を考案しました。

このマークを旗印に、平成23年度(2011年度)から、「Wリボンプロジェクト」として、DVや児童虐待に係る連続講座の開催やマークのピンバッジであるWリボンバッジの販売などを実施し、「あなたはひとりではないSTOP Violence」というメッセージを伝えています。

家庭や学校、地域など社会全体に暴力防止への深い理解と関心が広がり、地域や企業などと連携し、DVや児童虐待など「暴力のない安心安全のまち、すいた」の実現をめざします。



Wリボンバッジ

1個300円

(100個以上の購入は20%引き)



ダブルリボンプロジェクト基金

寄附を募集しています

問 男女共同参画室

TEL 6384-1461・FAX 6368-7345

男女共同参画センター

TEL 6388-1451・FAX 6385-5411

